

令和7年1月12日

鹿嶋市長 田口 伸一様

鹿嶋市入札契約制度評価委員会
委員長 高安 五郎

令和7年度第1回鹿嶋市入札契約制度評価委員会について（報告）

鹿嶋市入札契約制度評価委員会設置規則（平成19年規則第30号）に基づき設置している鹿嶋市入札契約制度評価委員会において、市が発注した公共工事等の実施状況について審議・調査した内容を、別添のとおり報告いたします。

記

1. 審議案件について

評価委員があらかじめ抽出した案件について、慎重に審議、調査したところ、すべて特に問題なしと判断する。

以上

令和7年度第1回鹿嶋市入札契約制度評価委員会【会議録】

日 時 令和7年10月21日（火）
午前10時から
会 場 鹿嶋市役所 204会議室

1 開会

事務局より諸般の報告

- ・委員5名全員が出席しており、本会議が成立していることを報告。
- ・事務局職員自己紹介、審議案件の関連部署職員自己紹介。
- ・配布資料の確認。

2 審議案件

（1）抽出事業に関する質疑・応答について

【委員長】『審議案件』に入ります。

A委員から4件、B委員から3件の質疑が出されております。A委員より順次、1件ごとに質疑の趣旨等について説明いただき、続いて各担当課から回答をお願いします。

※質疑・応答については別紙のとおり

【委員長】その他、質疑等がないようですので、以上で「抽出事業に関する質疑・応答について」は終了とします。

2名の委員から抽出いただきました審議案件については、異議がないようですので「特に問題なし」といたします。

3 報告案件

【委員長】続きまして、『報告案件』について、事務局より一括して説明願います。

【事務局】～以下について説明～

（1）落札率、契約額等の推移について

- ・指名競争入札及び一般競争入札の落札率の推移
- ・契約額、件数の推移

（2）建設工事に係る予定価格事後公表案件の取扱について

- ・令和7年度より、予定価格（税込）が5千万円を超える入札案件は、原則として予定価格を事後公表（開札後の公表）としている。
- ・しかし、設計積算にあたり必要な経費情報、見積情報等の設計図書への明示が不十分であったことから、入札を検討する事業者が困惑する状況が生じた。
- ・そのため、予定価格を事後公表とする案件に係る設計図書について、取扱いの考え方を定め庁内周知を行った（令和7年10月以降に起工決議を行う案件から適用）。
- ・主な周知内容は、設計図書を再確認し、必要な経費情報を明示することや、設計に採用した見積情報は原則として明示することなど。

【A委員】落札率について、平成18年度から平成22年度までは落札率が下がっていますが、どのような理由が考えられるでしょうか。

【事務局】あくまで推測ですが、当初契約額の推移を見ると平成16年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度は当初契約額が低くなっています。この時期に公共工事の発注が少なかったことが考えられます。

【委員長】他に質疑等がないようですので、本会議の審議・報告案件につきましては、すべて終了といたします。

4 その他

事務局より説明

- ・会議報告書の確認作業について。事務局で会議録を取りまとめ、各委員に校正いただく。校正後、審議結果として市長に提出し、市ホームページにて公表予定。
- ・今回が委員任期中、最終会議となる予定。各委員のご協力に感謝する。

5 閉会 ~ 午前10時40分終了 ~

抽出事業に関する質疑・応答について

別紙

1. A委員抽出の質疑

(1) 工事名：5国補鹿上水第1－9号 配水管布設工事

工種：土木一式工事

整理番号：No.3 (一般競争入札)

工事場所：鹿嶋市宮中地内

事業課：水道課

①入札参加資格をJVとする理由、基準は何ですか。

回答 【契約検査室】

共同企業体（JV）とは、複数の事業者が1つの工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと、中小建設事業者の協業関係を確保することにより、その経営力や施工力を強化することを目的とするものです。

どのような工事をJVの施工対象とするかについては、本市の場合「鹿嶋市建設工事共同企業体取扱要領」を定め、工種と請負に付する額を勘案して決定することとしていますが、一定の目安としては、特殊技術を要する工事、又は請負に付する額が土木工事で2億円以上、建築工事で3億円以上、電気・管工事で1億円以上である工事を対象工事として運用しているところです。

また、近年は発注工事件数が減少していることもあり、共同企業体に対して発注することで事業者の受注機会を増やす効果も期待しております。

(2) 工事名：《不調》6鹿教設第6号 鹿嶋勤労文化会館事務室電話交換工事

工種：電気工事

整理番号：No.2 (指名競争入札)

工事場所：鹿嶋市宮中325番地1

事業課：教育施設課

①全者辞退の理由は何が想定されますか。

(No.7(再度の指名競争入札)でも4者が辞退している)

回答 【教育施設課】

本工事に係る入札指名業者につきましては、入札参加資格者名簿のうち、市内に本店があり公共工事における電気工事の実績のある者を選定しました。

工事内容としては、事務室内の電話を多機能電話機に取替え及び接続工事を行う工事であったことから、電気通信工事の技術者の不足や、手持ち工事の状況から辞退したのではないかと推測します。

また、既存設備を設置した業者が以後の管理や修理を行う例が多い状況もあり、工事内容に既存設備への接続が含まれていたため辞退したことも考えられます。

②再度の指名競争入札の際に落札した業者が既存設備を設置したということでしょうか。

回答 【教育施設課】

既存設備の設置業者は定かではありませんが、設置後の不具合への対応を当該落札業者に依頼していた経過はありました。

(3) 工事名：6鹿教設第61号 波野小学校職員室エアコン更新工事

工種：管工事

整理番号：No.28 (指名競争入札)

工事場所：鹿嶋市明石516

事業課：教育施設課

①入札結果において、無効（資格なし）となった業者がありますが、当初から資格のない者を指名した訳ではないと思われます。どういう資格がいつの時点で欠けたのでしょうか。

回答 【契約検査室】

指名通知時に各指名業者に示す「鹿嶋市建設工事入札心得」において、入札にあたっての留意事項として「契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていない者は、この入札に参加できない。」としております。

当該工事の開札日において、指名業者中にこの条件を満たさない者があることが判明したため、当該業者による入札を無効としたものです。

なお、経営事項審査は、建設業法第27条の23に基づいて実施される法定の審査制度であり、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、この審査を受けることが義務付けられています。

(4) 工事名：6鹿教設第77号 鉢形小学校防犯カメラ更新工事

工種：電気工事

整理番号：No.11 (随意契約)

工事場所：鹿嶋市大字鹿嶋市鉢形台3丁目15番地1

事業課：教育施設課

①契約相手に決定した業者は、事前の指名競争入札 (No.31) 時に辞退していますが、随意契約で応じられた理由は何が考えられますか。

回答 【教育施設課】

当初の設計においては、レコーダーは既設のものを利用し、カメラ等の仕様も既存製品の同等品以上としたことで、特定のメーカー品しか対応できない仕様になってしまっていました。そのため仕様の検討及び見直しを行い、防犯カメラ一式の交換とすることで、指名業者の方で同等品を選択できるようにしたことから工事が可能になったと考えられます。

2. B委員抽出の質疑

(質疑内容がA委員と重複していることから、口頭での質疑応答は省略した。)

(1) 工事名：《不調》6鹿教設第6号 鹿嶋勤労文化会館事務室電話交換工事

工種：電気工事

整理番号：No.2 (指名競争入札)

工事場所：鹿嶋市宮中325番地1

事業課：教育施設課

①電気工事で、指名した業者が電気関係の業者なのに全者が辞退して不調になってしまったのはどういう理由でしょうか。

回答 【教育施設課】

本工事に係る入札指名業者につきましては、入札参加資格者名簿のうち、市内に本店があり公共工事における電気工事の実績のある者を選定しました。

工事内容としては、事務室内の電話を多機能電話機に取替え及び接続工事を行う工事であったことから、電気通信工事の技術者の不足や、手持ち工事の状況から辞退したのではないかと推測します。

また、既存設備を設置した業者が以後の管理や修理を行う例が多い状況もあり、工事内容に既存設備への接続が含まれていたため辞退したことも考えられます。

(2) 工事名：6鹿教設第6号 鹿嶋勤労文化会館事務室電話交換工事

工種：電気通信工事

整理番号：No.7 (指名競争入札)

工事場所：鹿嶋市宮中325番地1

事業課：教育施設課

①No.2 (指名競争入札) で不調となり、再度の指名競争入札でしたが、電話設備の不具合なので落札業者がA社なのでしょうね。

回答 【教育施設課】

再度の指名競争入札では、電気通信工事での市内本店業者は2者のみ（うち1者は不調入札の際に指名したが辞退したため、本入札で指名していない）だったことから、参加条件を市内本支店、鹿行本支店まで広げ5者で行い、落札業者は市内公共工事にも実績のあるA社となっております。

(3) 工事名：《不調》6鹿教設第77号 鉢形小学校防犯カメラ更新工事
工種：電気工事
整理番号：No.31（指名競争入札）
工事場所：鹿嶋市大字鹿嶋市鉢形台3丁目15-1
事業課：教育施設課

①指名した全者が辞退し不調になり、その後、随意契約の工事となりましたが、不調となったのはどのような理由ですか。指名業者にはその後の随意契約で落札した業者も入っていますが。

回答 【教育施設課】

入札を辞退した理由は確認していないため断定できませんが、手持ち工事の状況、作業員の確保が難しかったことなどが推測されます。また当初の設計において、レコーダーは既設のものを利用し、カメラ等の仕様も既存製品の同等品以上としたことで、特定のメーカー品しか対応できない仕様になってしまったことなども影響があったと考えられます。